

## 第 22 回社会保障審議会年金部会の審議事項についての意見

2024 年 12 月 3 日

立教大学法学部 島村暁代

### 1 子にかかる加算

次世代育成支援は年金制度の主たる目的ではないものの、制度における将来の支え手の増加につながるもので、それを目的とすることには一定の合理性があるように思われる。そのため、多子世帯への支援の強化や子に係る加算の更なる充実には基本的に賛成である。

その上で、老齢基礎年金について加算額を満額受給するには 25 年以上の保険料納付済期間・保険料免除期間を必要とし、それに満たない場合には減額する案については、「次代の社会を担う子どもの育ちを支援し、子を持つ年金受給権者の保障を強化する」という加算の趣旨に鑑みると、疑問を挟む余地がある。そもそも加算は本体給付に比較すると保険料との牽連性は弱いものであり、老齢基礎年金における子の加算にだけ、保険料との牽連性を考慮することは適切なのだろうか。加算の趣旨である次世代の育成支援は、親の保険料納付状況に左右されることなく行われるべきように見え、年金受給者の子育てコストに対して年金制度の側で支援することには一定の合理性が認められるように思われる。

運用上の不正受給については厳正な対応が必要であるし、遺族基礎年金の場合とのバランスの点では難しさを孕んでいるとは考えられるが、受給権の発生を認めるかという問題と、認めた上で生じる加算の問題とでは問題状況が異なるようにも見え、次世代育成のための必要性を根拠に加算として割り切ることもありうるのではないかと考えている。

### 2 配偶者に対する加給年金

上記の通り、子にかかる加算は積極的に推進する立場であるが、他方で配偶者に対する加給年金については廃止を含めた見直しが必要と考えている。というのも、制度の発足当初は必要性が認められたものの、1985 年改正前の制度との接続という制度趣旨は既に役目を終えたと考えられるし、また女性の就業率の向上や共働き世帯の増加等の社会情勢の変化も起きているからである。これらの点を踏まえると、現状では年金受給者が年下の配偶者を扶養する制度の必要性には疑問を挟む余地が大いにある。

高齢期の就労も盛んになり WPP 構想も含めて多様な選択肢がありうる中で、公的年金の強みである終身性を活かすには繰下げ制度は重要な選択肢である。しかし、加給年金は繰下げの足かせとして機能しており、看過できない。現在の受給者等に対する配慮は必要であるが、将来的には配偶者への加給年金は廃止する方向で検討する必要性が高いと思われる。

### 3 国民年金保険料の納付猶予制度

追納率が非常に低い結果を踏まえると、このような制度が本当に必要かは再考する必要性が高いと考えられる。制度の存続の是非については 5 年後に再検討するとして、再検討に際しては、追納された方がどのタイミングで追納されたのか、追納の時点についてもお示しいただくと有難い。というのも、制度の必要性についての分析がしやすくなるからである。例えば 2 年以内の追納が多ければより一層制度の必要性は低いと考えられるからである。